

○世羅町若年者遠距離通勤助成事業補助金交付要綱

令和3年3月29日告示第65号

改正

令和4年3月31日告示第74号

令和6年2月1日告示第33号

世羅町若年者遠距離通勤助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、世羅町内に居住する若者が遠距離の職場へ通勤するために要する経費の一部を助成することにより、安定就労及び町内定住を促進し、もって人口減少の抑制を図るため、世羅町若年者遠距離通勤助成事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、世羅町補助金交付規則（平成16年世羅町規則第39号）及び世羅町補助金交付要綱（平成16年世羅町告示第8号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 毎年4月1日時点で満35歳未満の者
- (2) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき世羅町の住民基本台帳に記録されており、実際にその住所地から通勤している者
- (3) 通勤者及び当該通勤者の同居家族が、世羅町又は当該年度の住所地の市区町村において、市区町村税を滞納していない者
- (4) 月15日以上通勤日数を有する月が、申請年度内に3か月以上ある者
- (5) 雇用形態はアルバイト、パートタイム等の勤務も可能とし、また、就業先2社以上で合計の通勤日数が前号を満たす場合も対象とする。
- (6) 自家用車又は公共交通機関で通勤する者で、住所地から就業先への通勤距離が片道27km以上ある者。就業先2社以上で合計の通勤日数が第4号を満たす場合は、いずれの通勤距離も片道27km以上ある者
- (7) 高等学校、専門学校、大学等に在学していない者
- (8) 国家公務員及び地方公務員以外の者
- (9) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活保護を受けていない者
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第

2条第6号に規定する暴力団員でない者

(補助金額)

第3条 補助金の額は、月額5,000円とする。

2 就業先から通勤に関する助成を受けている場合も、前条の要件を満たす者には同額を交付する。

(交付対象者の認定)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下、「申請者」という。)は、世羅町若年者遠距離通勤助成事業補助金交付対象者認定申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 誓約書(様式第2号)

(2) 世帯員全員の住民票

(3) 世帯員全員の世羅町での町税完納証明書、又は認定申請時においてまだ世羅町で町税が賦課されていないときは、前住所地の世帯員全員の市区町村税完納証明書

(4) 住所地から就業先への通勤経路の分かる書類

(5) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の書類の提出があったときは、これを審査し認定したときには世羅町若年者遠距離通勤助成事業補助金交付対象者認定決定通知書(様式第3号)により、認定しないときには世羅町若年者遠距離通勤助成事業補助金交付対象者不認定決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

3 第1項の認定の有効期間は、認定を受けた日(以下「認定決定日」という。)から、35歳に到達した年度の3月31日(以下「認定終了日」という。)までとする。

4 第2項により、認定決定の通知を受けた者(以下「認定決定者」という。)は、次のいずれかに該当したときは、速やかに世羅町若年者遠距離通勤助成事業補助金交付対象者認定変更申請書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(1) 事業の中止をするとき。

(2) 第2条に掲げる要件を満たさなくなったとき。

(3) 第1項の規定による届出書類の記載内容に変更が生じたとき。

5 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、認定決定内容に変更が生じたときは、世羅町若年者遠距離通勤助成事業補助金交付対象者認定

変更決定通知書（様式第6号）により、認定決定者に通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第5条 認定決定者は、世羅町若年者遠距離通勤助成事業補助金交付申請書（様式第7号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

（1） 雇用証明書（様式第8号）

（2） その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、年2回（上半期・下半期）とし、上半期は4月から9月分を9月末までに、下半期は10月から3月分を3月末までに提出しなければならない。

3 補助金の交付対象となる期間は、認定決定日の属する月を開始月とし、開始月から認定終了日の属する月までとする。

（交付の決定）

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、世羅町若年者遠距離通勤助成事業補助金交付決定通知書（様式第9号）により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前条の規定による申請を審査し、補助金を交付しないことを決定したときは、世羅町若年者遠距離通勤助成事業補助金交付却下通知書（様式第10号）により、申請者に通知する。

（補助金の交付請求）

第7条 前条により、補助金の交付決定通知を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、補助金の交付を請求しようとするときは、世羅町若年者遠距離通勤助成事業補助金交付請求書（様式第11号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求を受けたときは、その内容を審査したうえ、上半期分を10月末日までに、下半期分を4月末日までに交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第8条 町長は、補助決定者が次のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。なお、交付決定の取消しは要件を満たさなくなった日とし、補助金の日割り計算はしない。

（1） 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 第2条の要件を充たさないとき。なお、要件を充たさなくなった日で交付決定を取り消し、補助金の日割り計算はしない。

(3) その他補助金の交付決定の内容若しくは、これに付した条件又はこの告示の規定に違反したとき。

2 町長は、前各項の規定による取消しをしたときは、世羅町若年者遠距離通勤助成事業補助金交付決定取消通知書（様式第12号）により、補助決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第9条 町長は、前条第1項の規定による取消しをした場合において、既に交付した補助金があるときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（関係書類の保存）

第10条 補助金の交付を受けた者は、事業に係る関係書類を、事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（補則）

第11条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日告示第74号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年2月1日告示第33号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

様式第1号（第4条関係）

世羅町若年者遠距離通勤助成事業補助金交付対象者認定申請書

年 月 日

世羅町長 様

住 所
氏 名
電話番号

次のとおり世羅町若年者遠距離通勤助成事業補助金交付対象者としての認定を受けたいので、世羅町若年者遠距離通勤助成事業補助金交付要綱第4条の規定により必要書類を添えて申請します。

生 年 月 日	年 月 日（ 歳）
就労に関すること	①就業先所在地： ②就業先名称： ③就業開始日： 年 月 日 ④1か月あたりの平均通勤日数： 日 ⑤就業形態： 正社員 アルバイト パート その他（ ） ⑥通勤方法： 片道 km（自家用車・バス ～ ）
<u>雇 用 証 明</u>	
上記のとおり雇用していることを証明します。	
年 月 日	
所在地	
証明者 事業所名	
代表者名	
電話番号 (担当者)	

一事業所の方へ— この「雇用証明」は、世羅町若年者遠距離通勤助成事業補助金交付対象者認定申請するためのものです。依頼があった場合は、証明をお願いします。

添付書類

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 世帯員全員の住民票
- (3) 世帯員全員の世羅町での町税完納証明書、又は認定申請時においてまだ世羅町で町税が賦課されていないときは、移住前の住所地の世帯員全員の市区町村税完納証明書
- (4) 住所地から就業先への通勤経路の分かる書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの

※就業先2社以上で、合計の通勤日数が月15日以上有する月が3か月ある場合は、それぞれについて、交付対象者認定申請書（様式第1号）を提出してください。なお、その場合の添付書類は各1部の提出とします。

様式第2号（第4条関係）

誓 約 書

年 月 日

世羅町長 様

住 所
氏 名

世羅町若年者遠距離通勤助成事業補助金の交付対象者認定申請に当たり、世羅町若年者遠距離通勤助成事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定める制度の趣旨等を理解したうえで、申し込みを行います。

また、交付対象者認定申請書に記載した事項に偽りはなく、要綱第2条の補助金交付対象者の要件をすべて満たしていることを誓約いたします。なお、同条に掲げる要件を満たさなくなったとき又は届出書類の記載内容に変更又は中止が生じたときは、速やかに所定の手続きを行います。

今後も、世羅町に定住しながら就労し、地域活性化と町の発展のために努力することを誓約します。

様式第3号（第4条関係）

第 号
年 月 日

世羅町若年者遠距離通勤助成事業補助金交付対象者認定決定通知書

様

世羅町長

印

年 月 日付での申請については、世羅町若年者遠距離通勤助成事業補助金交付対象者として認定しましたので、世羅町若年者遠距離通勤助成事業補助金交付要綱第4条第2項の規定により認定決定を通知します。

1 認定内容

認定日	年 月 日
認定期間	認定を受けた日から、 年3月31日まで
就業先	所在地 名 称
通勤方法	片道 km(自家用車・バス ～)
月 額	円(年額 円)

2 認定の条件

- (1) 補助金の交付対象者の要件を満たさなくなったとき又は申請内容に変更があるときは、速やかに町長に報告し、所定の手続きを行うこと。
- (2) 世羅町若年者遠距離通勤助成事業補助金交付要綱の定めに従うこと。

様式第4号（第4条関係）

第 号
年 月 日

世羅町若年者遠距離通勤助成事業補助金交付対象者不認定決定通知書

様

世羅町長

印

年 月 日付での申請については、世羅町若年者遠距離通勤助成事業補助金交付対象者として認定できませんので、世羅町若年者遠距離通勤助成事業補助金交付要綱第4条第2項の規定により不認定決定を通知します。

不認定の理由

様式第5号（第4条関係）

世羅町若年者遠距離通勤助成事業補助金交付対象者認定変更申請書

年 月 日

世羅町長 様

住 所
氏 名

年 月 日付 第 号で認定決定のあった世羅町若年者遠距離通勤助成事業にかかると認定事項について、次のとおり変更したいので、世羅町若年者遠距離通勤助成事業交付要綱第4条第4項の規定により必要書類を添えて申請します。

1 変更する事項（変更する箇所のみ記入）

住 所 変更前
変更後

就業先 変更前 所在地
名称
変更後 所在地
名称

その他 変更前
変更後

2 変更する理由

3 添付書類

変更の内容が分かる書類

様式第6号（第4条関係）

第 号
年 月 日

世羅町若年者遠距離通勤助成事業補助金交付対象者認定変更決定通知書

様

世羅町長

⑩

年 月 日付での申請のあった世羅町若年者遠距離通勤助成事業補助金にかかる認定事項の変更について、次のとおり変更することに決定したので、世羅町若年者遠距離通勤助成事業補助金交付要綱第4条第5項の規定により通知します。

変更する事項

変更前

変更後

様式第7号（第5条関係）

世羅町若年者遠距離通勤助成事業補助金交付申請書

年 月 日

世羅町長 様

住 所
氏 名

次のとおり世羅町若年者遠距離通勤助成事業補助金の交付を受けたいので、世羅町若年者遠距離通勤助成事業補助金交付要綱第5条の規定により必要書類を添えて申請します。

なお、同要綱第2条に規定する対象者審査に係る確認のため、住民基本台帳登録内容及び町税等の納付状況並びに通勤距離、通勤方法及び通勤日数その他について、調査されることに同意します。

就 業 先	所在地 名 称
交付申請期間	年 月 ～ 年 月 【 か月】 (※上半期は4月～9月、下半期は10月～3月とし、9月分及び3月分は見込み)
通 勤 方 法	片道 km (自家用車・バス ～)

※就業先2社以上で通勤日数の合計が15日以上となる月が3か月以上ある場合は、それぞれについて、交付申請書（様式第7号）を提出してください。

添付書類

- (1) 雇用証明書（様式第8号）
- (2) その他町長が必要と認める書類

様式第8号（第5条関係）

様式第8号（第5条関係）

雇 用 証 明 書

年 月 日

住 所
氏 名
電話番号

雇 用 証 明

上記申請者を、 年 月 日現在、次のとおり雇用していることを証明します。

雇用年月日： 年 月 日

勤務実績： 年 月 ～ 年 月 【 か月】

（※上半期は4月～9月、下半期は10～3月とし、9月分及び3月分は見込み）

1か月あたりの通勤日数： 日

（※期間中、最少勤務月の通勤日数を記入）

雇用形態： 正社員 アルバイト パート その他（ ）

年 月 日

所在地
証明者 事業所名
代表者名
電話番号
（担当者 ）

—事業所の方へ—

この「雇用証明」は、世羅町若年者遠距離通勤助成事業補助金交付申請をするために必要です。依頼があった場合は、証明をお願いします。

様式第9号（第6条関係）

指令第 号
年 月 日

世羅町若年者遠距離通勤助成事業補助金交付決定通知書

様

世羅町長

印

年 月 日付での申請のあった世羅町若年者遠距離通勤助成事業補助金について、次のとおり交付することに決定したので、世羅町若年者遠距離通勤助成事業補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

1 補助金額 (上半期・下半期) 円

※どちらか一方を削除

(内訳)

円 × か月

2 交付の条件

- (1) 補助金の交付対象者の要件を満たさなくなったとき又は申請内容に変更があるときは、速やかに町長に報告し、所定の手続きを行うこと。
- (2) 世羅町若年者遠距離通勤助成事業補助金交付要綱の定めに従うこと。

様式第10号（第6条関係）

指令第 号
年 月 日

世羅町若年者遠距離通勤助成事業補助金交付却下通知書

様

世羅町長

印

年 月 日付で申請のあった世羅町若年者遠距離通勤助成事業補助金について、次の理由により交付を却下することに決定したので、世羅町若年者遠距離通勤助成事業補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

交付却下の理由

様式第11号（第7条関係）

様式第11号（第7条関係）

世羅町若年者遠距離通勤助成事業補助金交付請求書

年 月 日

世羅町長 様

住 所
氏 名

年 月 日付 指令第 号で交付決定のあった世羅町若年者遠距離通勤助成事業補助金の交付を受けたいので、世羅町若年者遠距離通勤助成事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により請求します。

1 請求額 円

補助金の交付については、下記への口座振替を希望します。

金融機関名									
同 店 舗 名	本店・支店・その他（ ）								
預 金 種 目	1 普通 2 当座 3 その他（ ）								
口 座 番 号	<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>								
口 座 名 義 人	フリガナ								

様式第12号（第8条関係）

指令第 号
年 月 日

世羅町若年者遠距離通勤助成事業補助金交付決定取消通知書

様

世羅町長

印

年 月 日付 指令第 号で交付決定した世羅町若年者遠距離通勤助成事業補助金について、次のとおり交付決定を取消したので、世羅町若年者遠距離通勤助成事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

- 1 取消金額 円
取消後の金額 円
取消前の金額 円

- 2 取消事由
世羅町若年者遠距離通勤助成事業補助金交付要綱
第8条第1項 号に該当するため